

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する サービス継続支援事業（制度概要）

1. 対象事業所・対象経費

(1) 障害福祉サービス等事業所等のサービス継続支援

①～④の事業所等が、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。

※【 】内の具体的なサービス種別は「別添1」を参照ください。

- ① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した事業所等（職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し職員が不足した場合を含む。）【通所系、短期入所、入所・居住系、訪問系、相談系】
- ② 感染者と接触があった者に対応した事業所等【短期入所、入所・居住系、訪問系】
- ③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した事業所等【障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く）】
- ④ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る））【通所系】

<対象経費>

①、②に該当する事業所等の場合

- ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（※）
- ・事業所等の消毒・清掃費用
- ・感染症廃棄物の処理費用
- ・感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用（備品は除く）

以下の費用は、代替サービス提供期間に要した費用に限る。

- ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用
- ・代替場所の確保費用（使用料）
- ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・代替場所や利用者宅への旅費
- ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用
- ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

③に該当する事業所等の場合

- ・一定の要件に該当する自費検査費用（※）

④に該当する事業所の場合

居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用（代替サービス提供期間に要した費用に限る）

- ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用
- ・代替場所の確保費用（使用料）
- ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・代替場所や利用者宅への旅費
- ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用
- ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※自費検査費用については、一定の要件がありますので、別添2をご確認ください。

(2) 障害福祉サービス等事業所等との協力支援

①又は②いずれかの利用者に必要なサービスを確保する観点から、利用者の受入れや当該事業所等への応援職員の派遣等、協力する事業所等において必要な経費を支援する。

① (1)の①の事業所等

② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所

<対象経費>

利用者受入や職員の応援派遣に係る費用（追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用）

2. 補助金額

- ・サービス種別ごとに、基準単価と対象経費の実支出額（他の補助金等の収入を用いている場合は、当該補助金等の交付の対象となった経費を除外した額）を比較して少ない方の額を補助額とします。
- ・1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
- ・サービス種別ごとに、(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで助成することができます。
- ・基準単価は、対象経費の支出年度単位で適用します。

※基準単価等の詳細は別添1を参照。

3. エントリー・申請

(1) エントリー方法

- ・エントリーシート・経費一覧等をダウンロード、入力の上、Eメールにて神戸市福祉局監査指導部（「サービス継続支援事業」担当者）宛に送付してください。
- ・送付するEメール1件につき、**①1サービス種別ごと、かつ、②1感染期間分**、としてください。
- ・エントリーシート等の内容確認の上、補助対象となると思われる法人に対し、本市より申請書兼請求書等を送信します。
- ・1つの感染期間（※）ごとに、エントリーを行ってください。

※療養解除日・待機解除日（感染収束日）の翌日から起算して7日以内に新たに感染者が発生した場合は、同一の感染期間扱いとなります。

※療養解除日・待機解除日（感染収束日）の翌日から起算して7日以内に新たに感染者が発生していない場合（＝7日超で新たに感染者が発生した場合）は、複数の感染期間扱いとなります。

※療養解除日・待機解除日（感染収束日）は、施設・事業所で感染の収束した日です。

(介護) サービス継続支援事業 感染期間の考え方										
月日	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日	7月15日	7月16日	7月17日	7月18日	考え方
日数	療養解除日・待機解除日	1	2	3	4	5	6	7	8	
事例1	療養解除日・待機解除日							新たな陽性者発生		1つの感染期間=1件の申請・エントリー
事例2	療養解除日・待機解除日								新たな陽性者発生	2つの感染期間=2件の申請・エントリー

(2) エントリー期間

2023年8月4日～2024年3月31日

※感染症収束月の翌月末を目安にエントリーしてください。

(3) 管理番号

- ・(初回) エントリー後、本市より管理番号をメールでご連絡します。
※ご連絡内容「管理番号 (サービス種別) 事業所名 (回数)」
(例)「R5 障害 XXX (共同生活援助) グループホーム XX (X回目)」
- ・(初回) エントリー後、1週間以内に市から管理番号等のメール連絡なき場合は、その旨ご連絡願います。
- ・(修正) エントリー・申請の際は、①メールの件名、及び、②エントリーシートまたは申請書兼請求書(右肩)に、管理番号を記入してください。

4. 注意事項(その1) 対象経費について

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の障害福祉サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成します。
- (2) 他の補助金等の収入を用いている場合は、本事業の対象外となります。
- (3) 「自費検査費用」(PCR検査費用)については、一定の要件があります(別添2参照)。
- (4) 感染症の発生期間に生じた、かかり増し経費であることから、備品、工事を伴う経費や、期間終了後も使用可能な感染対策関連物品(空気清浄機等)は、対象外経費となります。
- (5) 「衛生用品の購入」については、感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品が対象であり、体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは対象外経費となります(使い捨て食器は対象)。ただし、体温計やパルスオキシメーターについては、施設内療養が必要となった障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、療養中の入所(居)者の経過観察のために必要であると認められる場合は、対象となります。
- (6) 感染症の発生期間内に生じた、かかり増し経費の支払等については、期間外になっても補助対象となります。
- (7) 国、地方公共団体その他の者から同一の経費について補助金を受けている場合は、本事業の対象となりません。

5. 注意事項(その2) 対象経費算定期間について

対象経費の算定期間は、以下のとおりです。

区分	算定基準日の考え方
着手年月日	事業所等で感染者が判明した日
完了年月日	事業所等で感染の収束した日又は算定期間内に生じた、かかり増し経費の最終支払日(ただし、いずれも最終日は2024年3月31日)

6. 注意事項(その3) 申請書類の保存について

証拠書類(手当等支払明細書、納品書・領収書等)については、申請書に添付して提出する必要はありませんが、会計検査院の検査において、提出を求められる場合がありますので、当該書類は必ず5年間(2029年3月31日まで)保存してください。

7. 注意事項(その4) その他

- (1) 消費税抜きの額で申請してください。
- (2) ご質問等ある場合は、質問様式に記入し、神戸市福祉局監査指導部(「サービス継続

支援事業」担当者)宛に E メールを送信願います (件名は「サービス継続支援事業に関する質問」としてください)。

問合せ先・エントリーシート等提出先

神戸市福祉局監査指導部 (「サービス継続支援事業」担当者)
(メールアドレス) kaigoshidou_chosa@office.city.kobe.lg.jp